



標注令義解按本

一

294  
I



長門近藤先生著 初帙六冊

標注令義解校本

浪花書肆

田中宋榮堂

岡田羣玉堂

合梓

12  
294

東大  
学

藤原  
芳樹

標注令義解校本開題

長門後學

藤原芳樹謹撰

藤原芳樹謹撰

掛卷カケマキのカかケこキけケまマどド我ワ豊トヨ葦アシ原ハラのノ中ナカ國クニハハ天アメノ照テ皇ミコ太タ神カミのノ御ミコト

任トシのノまマよヨくク萬マン世セとト遠トホ長シくク統トウ御ミべベきキ美ウツクシ邦クニよヨあアまマむム天アメノ

下シタのノ臣オホノミ庶シヤ皆ミナ性セウをヲ天アメノ神カミのノ産ウマヒ靈ミタマニニ成ナリてテ其ソノ心ココロ直タカくク身ミをヲ真マコト井イ

のノ清スガ水ミヅニニ濯ソグぎギてテ其ソノ體タマシ潔スガシけケまマむム穢ケガレ惡ナクくク枉マカレ曲カマレるル者モノをヲまマよヨくク

無ナシくてテ臣オホノミ連ツラシ伴トモ造ツクリ國クニ造ツクリ諸シヨ朝チヨウをヲ輔タシけケ世ヨをヲ治シへヘきキ業ウヂをヲ家ウチニニ

傳ツタへヘ臣オホノミ連ツラシハハそソのノ姓ナリのノまマよヨくク伴トモ造ツクリ國クニ造ツクリハハそソのノ姓ナリのノまマよヨ

まマよヨ仕シ奉ホウつツ出デてテハハ君ミコをヲ尊ウヤひヒ友トモをヲ睦ムスひヒ入イてテハハ父オヤ兄ケイニニ

長門後學

藤原芳樹

つうへ夫婦相あらむ神代ぶがらの無為の教。たが  
 ひめあらでなむ行まける。是を惟神の道と云ふ。孝徳紀  
 大化三年の件。惟神者謂隨神道亦自有神道也。と見え  
 たり。隨神道と云。天下を御給ふこと。たゞ神代のま  
 ま。これから。即天日嗣の御位也。また自有神道と  
 云。臣連二造の職々を守て仕奉るを云て。此神道と  
 即臣下の継嗣也。猶下條にも其訓義を解けり。されど神  
 道即王道と先哲のいへるが如く。孝徳紀なる神道と。儒  
 佛の對ひたる神道。然るあまど。禍神の災黄泉より傳り  
 来て。たのづかう氣稟の罪科まぬれがとくなり。み  
 たり。稀は邪路の踏迷ふ痴者も生れ出ふけり。是等が  
 為。既に後法を制給へり。後ハ即後世いとゆる律

て。其義大校執中。いまだ令文の作りをぬほども。法律を  
 出来みけり。先令文を施して道に導き。後法律を行  
 て道を枉るを正は。理なるを何ぞかかへさま。律  
 律の令とたどて。が如くなる。と云ふ。實ハ律の  
 令とたどて。をあら。然令ハ惟神の不言の教の内  
 二こりりて。臣連伴造國造の家く。たのづかう行ら  
 せむ。更これに制らせ給へ。まつ律をのこむ定給  
 ひら。是ど我中國の異國に別なる所なりけり。其後代  
 を經年を過ると隨ひ鹽沫のとぐさる。果谷蝦のさりと  
 る。奥まで青人艸の生繁らぬ境も無くなりて。殊に三韓

標注義解校書是

服従しより彼方の者ども、皇化を慕ひ泰来て中國  
 とくより改めらるる多かるましく言擧せぬ此方の民ど  
 も、言さへば漢風と相まらりて、従来の氣稟と傳染  
 る物欲さへ立そひいとほららがる習俗となりて、  
 惡事行ふ者多くなりなり。於て彼不言の教を、  
 神隨と行ハを給む事難くなりもて来て、終に國體を  
 改て、令律を修撰しめ、天下の臣庶、君を尊む、親は仕へ、  
 夫婦相のあひひ兄弟相むつらるる人世となりての有為  
 の道を宣教とせ給へる。建のさよなりしを、この時郡縣  
 の及びとて給へり。是なむ皇朝の法制の權輿とハ有  
 そのより別といへり。

律の集解と問律令誰先誰後答令有律語。  
假令獄令云、犯罪  
應入議請者皆申  
 太政官應議者、大納言以上、判事等、集議官議定、雖  
非六議、本罪合奏、處斷有疑者、亦衆議量定、是 律有令語  
假令、雜律違令、答五十、注云 以此案之謂共制、但就書義論  
 行路巷街賤避貴之類、是。令者教未然事、律者責違犯也。然則畧可謂令先萌也。この  
 説は因て按へむ。古人も既に令律の先後をいへり。上件  
 論へる如く、惟神の道行ハを、太古ハ、令ハ言擧せ  
 ぬ道とかくれて、たゞ律の之著ハきたりつぎ共、有為の  
 教興てハ、令律共と無くてかぢみべりぬ。世の勢ひも  
 して、即大寶と令十一卷律六卷、養老と令律各十卷、制を  
 して、天長官符と見えたり。其文下とされむ制作の義  
 引り。

律注令義解  
 律注令義解  
 律注令義解

を以ていへむ令を律よりも先とすべき事。くく引る  
集解の先萌の二字を翫て知べく制作いまだ調ハざり  
太古イニヒふ立ウへりてもまこと不言の令。抑のづくく律ふ  
されどてり理炳焉イニヒものをや。

令とハ唐六典注。令教也命也といへるが如く官位令義  
解。謂教令也とあるハ是に依て注せしむる歟。教字  
華言マニよて乎志ヲシ閑ヘと云ひ命字華言マニよて美許登ミコトと云ふ乎  
志閑シヘの乎志ヲシハ愛也。天皇の大御心オホミココロふ天下の百姓オホニクカラの蟹カニが  
行く邪路ヨコサヲミチは流離サヌラヘむと流るるを愛ヲシ思食オホシメて玉銚タマホコの直道ナホキミチは  
納イシめむと給ふ教也。閑ハ布布留フフル活カヨふ用語也。美許ミコト

登トの美ミハ尊ウツラて冠カウラをたす言也。許登コトハ言コトよて天皇の大御オホミ  
言コトよて宣諭ウリヤシ給ふ命令也。集解集解は釋名曰令領也言領理  
字義字義は因因こ。此令の教命ヲシヘは背背て罪科を相犯相犯せるを正正以  
を律と云ふ。さる故に令律と對ムカへり。集解は杜預律序云  
律以正罪名。令以存事制と云ひ同書は令者教未然事。律  
者責違犯也。と云へるが如く。まこと令と律とよ添スる格式  
と云二書あり。弘仁格序は蓋聞律以懲肅為宗。令以勸誡勸誡  
為本。格則量時立制。式則補闕拾遺。四者相須。足以垂範。譬譬  
猶寒暑適以成歲。昏旦迭而育物。有公有革。或輕或重。寔治  
國之權衡。信馭民之轡策者也。云云。これよて格式の令律

を離さぬゆゑよゝを知べし集解は是を擴充て云問斷  
 獄律云凡斷罪皆須具引律令格式正文者未知格式何物  
 答格者蓋量時立制或破律令而出獄令云犯罪未發及已發未斷決逢格改者格  
 重聽依犯時若格輕聽從輕法者律亦引此文故知破律令出也矣或助律令而出矣但有稱  
 律謂格文耳名例犯罪雖未老疾事發時老疾論條注云若犯時者案之此稱格者即是律也其式者補法令闕拾法令遺但有稱律謂  
 式處耳名例云其本應徒已決杖笞者則以杖笞贖直准減減役九十日減外殘徒各依式配役者案之當條即稱式也云云此文は格者量時立制  
 といへるを弘仁格の序を其まゝ引るゝて破律令而出  
 助律令而出矣といへるが集解の今案なり其義ハ獄令と名例律と

を引る細注を又式ハ弘仁格序に補闕拾遺とありを集  
 解に補法令闕拾法令遺と字を加へ注てかく格ハ律令  
 の古は行きて今は用難き事共を取捨し時勢を量り世  
 風を斟て建たるもの也式ハ令の支流にて律ハハ譬を  
 禮節の闕を式部式に補ひ賦役の遺を民部式に拾へる  
 など其餘をも是等を以て類推すべしされも令律格式  
 法曹の四書として學者の一も缺べからぬ物なるを  
 常ハハたゞ律令との云ハ格式の二ハ令律の内はこ  
 もりてあをむ也仁義禮智を仁義との云て禮智ハ即仁義の内はこもりたるふねなり  
 皇朝にて律令の出来たる始ハ何の御代の事よりありむ

律令義解

今よりて詳サダカに知らざる難し。延喜式なる大被詞の中より天  
 罪國罪を擧て是を被清シラヘキヨムへき法を定給へるを思へむ。此  
 被詞を律令の始より有ける。妻メく大被執中オホニキ然ハあれど  
 こハ惟神カミナカラの化行ハフシヘ自然オノカラの法制ホウセイにて刀筆タウヒツに任せた  
 る人為ヒトノミの典刑テウケイなりぬむ。古コの風彌衰フウミヤウへは衰オトロへ民タタの俗彌ソクミヤ  
 墜タシは墜タシたる後世ノチヨハ施シし難ガタシくなむ。是コトに依ヨて弘仁格序コウニキョク  
 是コトに暨テ于推古天皇十二年上宮太子親作憲法十七條國家  
 制法自茲始焉。降至天智天皇元年制令二十二卷世人所  
 謂イハレ近江朝廷之令也。と見えたるが如く此コトはどより漸ヤか  
 かる書ども出来たりけり。但十七條憲法を上宮太子の佛

教を弘むとして制給へる書のことまかれむ。國家の憲法と  
 云難くやありむ。近江朝廷の令と云物ぞ。大寶の令典  
 の撰定せしむべき權輿ハシにて古書の中より最尊モトモひ重オモん  
 べき物たるを世に傳ツるぬハいと惜アガし。近江朝廷ニカトハ天  
 智天皇の御代を指サす也。此御代は令典を撰ツり給へ  
 るよりハ鎌足公傳カマダシノミツツネに天智天皇七年の事を記ツす件ツに  
 先マ此帝令大臣撰禮義刊定律令作朝廷之訓コトノノリ大臣與賢人  
 損ツ舊章略ハ為條例ケイリョウと有アりて知べし。日本紀ニッポンキハ今傳文イマツツな  
 る略ハ為條例の略字を玩アソぶ。天智の御時ミチノミトは未卷數ミマキな  
 ども定サれたるハありざりけり。そハ天智紀十年正月

西本主人長解

一六



東宮太皇弟奉宣施行官位法度之事大赦天下法度冠位之名  
具載於新律令とあるが律令てふ名も其を施し給ふ事の物  
 見えたる始にてかく天下に施行ハ給へる物なり  
 此時も未全くハ成備ざりしやとねがきよハ天  
 武紀二十年二月甲子天皇皇后共居于太極殿喚親王諸  
 王詔之曰朕今更欲定律令改法度故俱修是事然頓就是  
 務公事有闕分人應行是日立草壁皇子尊為皇太子令攝  
 萬機と見えて天智の十年一度施行し給へるより此  
 御代の十年までハ既二十年を過るるかくの如く萬  
 機の政をば皇太子に攝しめ御自一向に律令をか、つ

らひてこそ成就てむと憤發て杞も厚し立給へる詔の  
 有しを以て推量知べしとて十一年八月の件に造法令  
 とあるハ此時全く備りしやありむとハ持統紀三  
 年六月の件に班賜諸司令一部二十二卷とある是即天  
 智天武の二代に勞き成給へる御典にて上り引る弘仁  
 格の序なり卷數は相符へり職官志云持統所班令二十  
因天智之所制者故史雖互遺漏可下以卷數而參考矣二卷即天武之所改法式而  
 とあるハ二十二卷の令の撰始られし天智御代に沛て  
 いへる也續日本紀大寶元年八月律令撰定の件に大畧  
 以清御原朝廷為准正とあると二十二卷令の成終へる

標注今義解校本問題

天武御代に就ていへる也。近江朝廷令と、淨御原朝廷令と、二種なり。ハ非ハ但後世よりいふハ撰始られたるものとハ係らず撰畢らるる方と係べく是即新令と大寶令とハいとて養老令と云べき。同一例と云ふ有けりかくて續日本紀文武天皇四年三月詔王臣讀習令文と見えたるハ二十二卷の令を讀習しめ給へるなりけり。

今傳る處の令條を或ハ大寶令と云ハ或ハ養老令と云て其名一方に定らば考ふ大寶令とハ續日本紀文武天皇四年六月敕淨太參刑部親王直廣壹藤原朝臣不比等

直大貳粟田朝臣真人直廣參下毛野朝臣古麻呂直廣肆伊岐連博德直廣肆伊余部連馬養勤大壹薩弘恪勤廣參土師宿祢勤大肆坂合部宿祢唐務大壹白猪史骨追大壹黃文連備田邊史百枝道君首名狹井宿祢尸麻呂進大壹鍛造大角額田部連林進大貳田邊史首名山口伊美伎大麻呂直廣肆調伊美伎老人等撰定律令賜祿有差續紀板本  
2. 姓名の脱たり反字の誤りありて是其事の始りて同ありむを類聚國史を以て正し  
紀大寶元年八月遣三品刑部親王正三位藤原朝臣不比等從四位下下毛野朝臣古麻呂從五位下伊吉連博德伊余部連馬養等撰定律令於是始成大略以淨御原朝廷為

准正乃賜祿有差これ其事の成る終也下又載さし天  
 長三年官符に藤原朝廷御宇正一位藤原太政大臣奉敕  
 制令十一卷律六卷云云至大寶元年修撰既訖施行天下  
 弘仁格序よりかく見ゆそは下よりひけりかく續紀に於是始成と見え官符  
 又修撰既訖とあるを并て思ふ此時既く一部の令條  
 調へる事云むも更にて且大寶元年三月の續紀に始依  
 新令改制官名位號云云の新令即ちさび撰さし令條の  
 事なれを豫めこの新令に従ひ事行ひ給へるさま也か  
 か是を是を大寶令と云む事辨をすべし然るも又養老  
 二年に此大寶令を刊修さしめ給へり彼天長官符に上

引了文の連接に平城朝廷養老年中同太政大臣復奉敕刊修令  
 律各為十卷と見えて大寶に令十一卷律六卷なりし  
 を養老に令をも律をも共十卷とさしれり其時條  
 數を増減し文章を繕ひなごはせり行とまけむと推量  
 らるれどさし先代の聖訓よりあきむ甚く體裁を換  
 給し事ハあざりけむとねりきハ大寶の度ハ修  
 撰と云ひ養老の度ハ刊修といへるを以て知へし今  
 卷をを檢りし或ハ大寶ハ官負令と云しを職負令と  
 改め或ハ縫部司の使部六人直丁一人縫女部とある條  
 の義解に檢前令縫女部在使部上而新令在直丁下者凡

新令之體雜女皆在男下其考者依舊更無改張也と見え  
 て政事要略に額曰今足博士勘文義解稱前令者大寶令  
 所謂古令也稱新令者養老令所謂新令也まゝ同令圖書  
 寮の寫書手二十人の釋に前令稱生故師說云凡令内稱  
 生無師者是得考之色有師者只免徭役耳まゝ獄令に其  
 大祀及齋日云云の集解に齋日者祭祀齋日也本令曰致  
 齋此令改齋日也とある本令ハ大寶令を指せしめて此  
 齋日の二字を大寶に致齋と書きけむを養老に改て  
 齋日とせしむると思はるまゝ公式令飛驒式義解に  
 前令別有敕符式此令既除即知飛驒之外更無敕符也か

く義解集解等まゝさく大寶修撰の令を本令或ハ前  
 令と云養老刊修の令を新令まゝハ此令と唱へ別て  
 をねもへむ今傳せし令より大寶のまゝなりとも  
 是を大寶令とハ云難く是を養老令と云べくなむま  
 てやいふむ十一卷を十卷に刊修せし書なるをや  
 を十卷に増えしむ殊大寶のまゝなりとハ云難し荷  
 田在滿の三辨に令ハ大寶に十一卷なれり刊て十卷と  
 下に云むも諾也律ハ大寶に六卷なれり刊らハ五卷以  
 下と云べし増て十卷となれり刊とハ云べし律に  
 いへるハ理めきて聞ゆまど刊字を令に係け修字を律  
 に係て見む六卷を十卷に増たるともいふれむや  
 と殊らハ令を主とかくて此刊修の事續紀養老二  
 年の件にハ洩れ共弘仁格序に養老二年復同大臣不

攝注令義解校訂問題

比等奉敕更撰律令各爲十卷今行於世律令是也と見え  
又續紀天平寶字元年十二月太政官奏曰正五位上大和  
宿祢長岡從五位下陽胡史真身並養老二年修律令功田  
各四町外從五位下矢集宿祢虫麻呂外從五位下鹽屋連  
吉麻呂並同年功田各五町正六位上百濟人成同年功田  
四町五人各執持刀筆刑定科條云云此亦養老二年とい  
へふを以て當年の刊修を知べしと云ふ於て格序なり  
今行於世律令是也といへる文を玩ぶに既に弘仁の頃  
より養老令を主としていへるを今令養老令と稱へ  
き事論をよむに然るに荷田在滿が三辨に慶雲二年四月

に中納言を置き事同三年二月に四位の食封を給へ  
る事共を引て今令に中納言を載せども四位なり位  
禄なりを以てこれ皆大寶の制のまゝなれを養老の  
令にハ非ざるをいへる共中納言の置きたるも四  
位以上の食封にあらざるも共當時の格を以て令條を  
を改らざるをハ養老刊修のをり大寶のまゝなりと  
ふ條目をも甚く易給とざりしハ先代の寶典を重く  
給へる聖意の存る所を以てかくてこれを令みならずびて  
格と云ものハあるなりけし  
職負令大藏省條に諸國調  
及云云とありて大藏ハ調  
の之掌る制ありを續紀慶雲三年閏正月敕に收貯大藏  
諸國調者令諸司毎色檢校相知又收貯民部諸國庸中輕

物絶絲綿等自今以後収於大藏而支度年料分充民部と見えたるを養老の項ハ庸を大藏に収めたるを刊修の時諸國調とある下ハ庸字を加へべきをさふりハな母大寶令のちハ下ハ庸字を大藏に収る事ハ格とせられ物たるを敷但或云衛門府監師の如き職負令の本文に載たるを此ハ養老三年に置きたる事標注といへるかハらば此監師も格として本文にハ載らるべき理歟といへる事あれど監師一人をりたる大中納言の廢置調庸の掌不と同くすべき大事なりこれを大納言四人ハ令條の正文大納言二人中納言三人ハ事官位令標注格文の權制なり又戸令皇親の義解に謂四世以上選叙令凡陰皇親者條の諸王子とある古記に謂三世四世王衣服令諸王条義解に謂五世以上不入此限令内通例也など見えたるに續紀慶雲三年二月に五世王

入皇親之限とあるを養老刊修より以前の事なれを新令是に依て五世王を皇親とせらるべきを是と格文の權制として令條の正經にハ采たまをざりし也ハれを當時に有て令といへるとより大寶令なれ共後世よりいふときハ養老刊修の方を主として云つべく本朝文粹なる大江以言朝臣の聽講令詩序に我國家上自非古之聖朝下迄養老之寶曆上下三四代之間増損屢悞章條數十篇之裏修撰甫就以安四海之波瀾以定一天之防禦とあるハ清御原朝の令をも此新令に疊ここめし文意にて養老令一部を即上より引る弘仁格序に更撰主とせられし書ごま也とす弘仁格序に更撰とさへ書たを必然あるべき事なむ但養老より後章のうへかへて整ぬ所あるを改らる事も何りて延暦十年三月の續紀に故右大臣吉備朝臣真吉備大

錯矯首尾之差違。至是下詔始行用之。と見えたるがど是也。これら皆詔を承て刑定を一事にて更に私の改竄もあらば然るを近世の學者ハ古書を尊ふ心うはくして已が心は符をぬ所あれむ。輒く字を改め章を換へふどはめり。よや文義を通えぬ段のありとて。異本は徴し旁例に依らでと。猥にひきまじさなるをや。まゝして令典ハ先帝の詔もて撰しめ給へる書。阿を當時に於て。猥に是を改らば。たけり。阿を當時と。弘に格序。今行于世。律令是也。といへる。養老を主とせし文意なり。眼をのけ。必養老令といふへくこと。

令律の學を以事ハ考課令。凡明法試律令十條云云と見えて。其義を彼令の標注といへり。明法とハ律令格式の法度を明むるよりの名にて。又是を法曹とも云。職負令。其博士學生を置をざると。明經より無るに依て也。

續日本紀大寶元年八月戊申。件遣明法博士於六道除西海道講新令。と見えたる。この時明法博士の有。事疑お

けきと。こハ上といふ。如く。明經より無るゆゑ。常此官のあるふハ非。即ち新令を講せしめ給ふにつきて。明法博士といへるの也。其後神龜五年。律學博士を置り。續紀より漏るれ共。類聚三代格。貞觀十三年十二月の官符を載て云。謹按令條。音書美三道博士。並置。從七位上官者。神龜五年。初置律學博士。爲正七位下官。其職田。明法四町。音書美各三町云云。また集解の釋云。天平二年三月廿七日。奏直講四人。一人。律學博士。二

人。已上同明法生十人。文章生二十人。簡取雜仕及白丁聰

得業生十人。明經生四人。文章生二人。明法生二人。算生二

人。並取生。内性識聰慧。菟業優長者。賜夏人別絕一匹布二

端。冬絕二匹。綿四屯布二端。食料半日二升。堅魚海藻雜魚

各二兩。鹽二勺。とあり。此釋の文をかく委く記さ

こゝてあてぬべけほど。此文職負令大學寮条本文混

て出たるを校本これを除けるゆゑ。煩く全文を

出さる。續紀に并を勘るふ。天平二年三月辛亥件。大學

の生徒。夏冬服并食料を給ふ事。陰陽鑿術七曜頒曆等

の業を習學の為。時服食料を給ふ事。あを共。律學博

士云云。見え。長曆を以て推。辛亥即廿七日なれ

を。必以此件有べきを。無き。いなる事。あむ。必

て此釋の文。不審トナカレくて取がとけ。三代格。正しく神

龜五年の初置をいへ。博士を置き。事ハ疑なく。又

其博士の二人なり。事ハ彼釋及職原抄其外有職の書共

に見ゆ。か。神龜五年。明經より明法博士を兼り

を停ら。て。別。任。事。な。れ。を。知。律學

と。り。ふ。明法博士と云ふも。同。事也。され。律學の律

字の内。令。を。ハ。こ。め。て。看。べ。故。官職秘抄。明法博

士。得業生。居諸司者。任。之。以。廷尉。為。最。百寮訓要。法

曹ハ。儒才の人。任。之。殊。才。名。ある。を。撰。む。律令格式

を。嗜。む。是。を。法曹と申也。とあり。かく得業生。居諸司者。任

之。といひ。儒才の人。任。之。ま。律令格式を嗜む。といへ

タシ。ナムの言ふ。ども。業。と。して。學。ふ。の。意。な。り。で。好。こ。て

耽。ふ。の。義。ふ。れ。を。明經を主として。明法を側。な。る。を。知



これより以来斯道よ入とつ人絶たされが中ふも殊  
 よ令のを學べし證文どもを舉むまづ續紀文武四  
 年三月甲子詔諸王臣讀習令文ま三代實錄貞觀四年  
 八月十七日明法博士讚岐朝臣永直幼遊大學好讀律令  
 性甚聰明一聽暗誦天安二年文德天皇敕曰明法博士是  
 律令之宗師也惜其齒在耆耆不傳正說宜令好事諸生就  
 其里第受讀善說永直閑卧私第授律令於生徒式部省就  
 門庭行講竟之禮法家榮之ま日本紀畧ふ長保元年六  
 月廿九日左衛門權佐惟宗允亮講令賦詩この事本朝文  
 粹ふ大江以言朝臣の夏日於左監門宗次將文亭聽講令

詩序を載て于時長保元年六月二日禮部侍郎以言と  
り紀畧よてと廿九日なりを文粹よ二日とあり  
 了ハ豫め作りし日を記されしありま中右  
 記四月廿日申時許退出之次行向前大判事菅原有真第  
 屋初受讀職負令秉燭之程歸家五月十一日行向有真宅  
 受神祇令十八日辰時許殿下令退出給後退出之次行向  
 有真宅受戸令晚頭歸華ま台記久安六年十月廿六  
 日初見令廿九日至今日見令五卷自九仁平元年三月九  
 日云云違方於住吉十一日降雨自一昨日至今日於舟中  
 見令四箇卷六七八九也十六日見令了卷第十花園院  
 天皇御記元應二年十一月十日章任叅讀律第十卷令

律一部讀合已訖。自去年連々讀合并卷受説了。依此事上  
 北面所聽之也。職原抄大學寮条明法の件。中原章職其  
 子章任等依為侍讀致訖訟被聽院上北面  
とある也。其外も多かめれど。そのこハ涉獵暇あり。此  
 續日本紀神護景雲三年九月癸亥大和宿祢長岡卒件。少  
 好刑名之學靈龜二年入唐請益疑滯之處多有發明。な  
 とあるハ彼方の律令を學へ。抑令は律令の科を建る  
 也。うゝる類ハうゝハ舉げ。れふぐ。其博士との學生を置給はざり。ハ深きゆゑ  
 阿ふ事なり。けり。さるハ令律とも。在官の吏の奉行は  
 べき御典より。て京城の内五畿の外。その民庶。ことく  
 法度の行と。うゝ。家と齊へ身を保つべき物。一  
 あるを。仁義忠孝の大節ハ更にもい。田役農桑の庶

事に至まで。知はく此法度の内は化めり。是を弼  
 成五教。銜勒萬方。と云ふ。うゝハ律令を學ぶ博士學生  
を無くても有ぬべし。漢土より。宋代より。明法科を停め  
 たり。事のあるハ是等の意を以て也。  
とねも。亦年月を経る。隨ひ。章條の微意隱を  
 ゆゝ。事を豫め。たも。けり。て。かく置る。ふ。と。何。る。と  
 む。う。り。ま。り。て。千載の後。生れて。千載の前。ある。法令を  
 窺む。と。けり。と。ご。う。り。何。を。た。今。より。て。ハ。殊。は。是。を。傳。ふ  
 る。博士。是。を。受。る。學生。必。あ。る。べき。世。の。勢。ひ。な。む。  
 此令義解。阿波人源元寛が藏本を原本より。て。京都藤原  
 以文の訂正より。依て。是。は。壺井義知本。松下見林本。伊

栗生八義解大月意

藤長胤本江戸の塙保己一本石見の小篠敏本紀國の藤垣内本吾藩の徳田良方本等を集め其外諸書に引用せし文どもを校合して定本となしたるにふむ予僻境に於て博く群籍に渉る事能くばといへども或ハ京都に遊學して此事を勉め或ハ關東に祇役して此書を翫ひつゝ標注を加へ別記を添へ年月をりり辛くして終よかくハあせりなりけり抑義解撰らるる時の本ハ十卷三十篇九百五十五條なるを今世に行はるる本十卷の數を當時のまゝふれど中古に散佚して三十篇の内職貢四篇と神祇僧尼倉庫廩牧醫疾假寧喪葬關市の八篇

とハ無かりしを職貢神祇僧尼廩牧假寧喪葬の九篇を集解の中より抄出し合て二十七篇として慶安三年に板に鏤りし標注に京本といへる是也其後元寛關市令を板に鏤らせ尾張の稻葉通邦倉庫醫疾の二令を諸書より輯て編つとを合て三十篇の數にハ滿れ共其條數に至てハ猶缺たるをいゝよせむ今これを補むと云ふよ及びあけきたまづハ彼京本に關市倉庫醫疾の三令を合て此校本に完へたるになむ此外に久壽二年季秋十一日と奥書ある本最舊けきどたゞ職貢令の之傳をまり是に次て安貞三年の奥書ある中原章久本舊し其

奥書ハ安貞第三之天夾鐘中旬之候以家説授源右金吾  
 校尉了云云修理宮城判官明法博士兼左衛門少尉備中  
 權掾中原章久とありまゝ又永三年の奥書あり桂宮の  
 古本皆優たものふれど關市醫疾倉庫の三令の存ま  
 るハ無りれむ此三篇も早く散亡たなるべし通邦云  
 脇坂家は八雲軒本と云が阿也又水戸府より吾殿ま  
 わりせり古本及九條閣下の御本等ハ卷十の末  
 關市令綴添てありまゝ或處より關市令出たれど  
 共ハ卷首のうた紙破きて字闕たるを誰がさかいら  
 う私ハ補へるまゝふ阿やまき字多し醫疾倉庫の二篇

と政事要略の内ハ載たるハ集解其外の古書等を参考  
 して編成せりといへり  
 義解を讀むハ必取添て看べきハ集解なり其書の體衆説  
 を輯て編成したる物々諸家の姓名委く傳りたりね  
 む説たが説といふ事辨へ難く論たが論と云こと考へ  
 らるるはなむなりふたりらるるは於て稻葉通邦粗これを  
 論へる書阿也其書ハ云古へ令律を解る者數家あり唐  
 令釋唐令私記この二書ハ唐令を解り唐問答これ又  
 唐令を以て問答を起せる也別記八十一例是等も律令  
 併て看べき官府の書也古私記古問答これハ大寶令

一つきて出来たる物也。新令釋新令問答式部問答おど  
 と。養老令一就て出来たる物也。穴記跡記讚記の類シテの私  
 記ハ義解一つきて出来たる物也。又義解の文多くハ令  
 釋を取て成ナせりと思ハる。され共義解も敕撰也。釋ハ私  
 撰也。この故ニや。集解の撰者本文の下ニまつ義解を注  
 せり。其義解もと釋ニ依ルる物なるまニ中ニハ義解  
 と釋と文同トきガ阿キ共撰者敕撰を重シゆゆニ先  
 義解を舉ゲ下ニ釋無別と注せり。釋ハ舊トといへども  
 敕撰ニとたニつマすトけキむ也。又釋云と注せるハ即養  
 老令の釋也。但是も古今の私記を根トして注せるかク

一。同文の處も多ク。又古記ハ本文もと異ナれど。養老令  
 一。と應セねガち也。されど其同キハ釋を記シて古記無  
 別と注セるト不ス其古記ハもと古私記也。故ニ穴記ニ此文  
 を引リると古私記とあハるを。集解の撰者ハ是を古記と  
 のニ記スるト也。又跡穴伴讚といへル物。皆私記の名也。  
 其中跡と穴とハ全篇阿キ讚と伴とハ甚少ト。され共職  
 負令ニ伴記云と記スれ。學令ニ釋云云。讚記無別。考課令  
 一。讚云與義解無別ト記スる。讚記伴記の記字を玩ム  
 一。たニ一ニ條ニ二ニ條ニの說ニハ阿キて。全篇ニりコりた  
 一。私記なりけむを。闕ナるト也。阿キるトむ。又跡云を疏云

一作る處あるハ寫誤也。律ハハ疏ハ但その讀跡穴伴  
 等ハ皆氏あるへきを今其人悉くハ思得べき也。又新令  
 私記と云物あり。職貞令ハ釋云云の下ハ新令私記無別  
 と記さる。又古記釋跡穴等の私記の中をりく朱云とい  
 へる處あり。其處ハ必在跡記在穴記などの尻付レツケ  
 也。又或云といへる處ハ是も在穴在跡在釋在古記  
 などの尻付あり。又中ハ朱とあるハ尻付レツケの無きも有  
 いづれをよまれ。朱云或云ハ後人の加筆也。又朱云と有て  
 人名を稱せりも多し。ハ貞云讀云掠云額云後讀云な  
 どの類也。まこと生との之書る處もあり。又穴記の中ハ掠

哲張云太夫云伊云江云春云額云額博士云といへる所  
 り。釋古私記先私記跡記タビの類を引て論あり。是ハ依て  
 思へる跡ハ穴より舊く額掠等も皆穴氏の知る人な  
 りむ。貞ハ穴氏よりハ後生とする人ハや。朱ハの之見えて  
 穴記ハ見え後讀ハ衣服令ハ後讀云云讀博士同とあり。  
 讀と同時に人なり。讀氏二人なるゆゑ一人を後讀  
 といへりと思ハふ。貞と額とハ朱の筆者と同時の人ハ  
 やとねがうて。問答の説あり。又伴記の中ハ跡記を引  
 たを跡氏ハ伴氏よりハ舊き人歟。同時の人歟。まこと跡  
 記の中ハ額同之堂説云掠不同穴云など見ゆ。まこと穴氏

跡氏も共々同時歟。穴の方少く舊きふふるべし。額氏も  
 た同時の人なりむ。かくて考れと讚博士ハ讚岐朝臣永  
 直額ハ額田國造今足もや阿らむ。掠ハ跡記の中ハ  
 掠と記し。穴私記の中ハ先哲と掠哲ふど記きり。大  
 うと跡穴讚額など皆兼和前後の人なるべし。單ニ生と  
 の記きふらと甚く後をさる人ハ阿らむ。又朱云ハ  
 職負令より見え始め。或云ハ僧尼令より見え始めり。  
 其僧尼令なり。或云の下ハ此云在釋後未知誰云。尻付  
 あり。然を朱云と阿らむ。當時誰と云事知らせ。或云と  
 あるハ是も朱書ハ一たる物なり。其人知らざるべし。

あるべしといへり。予此説を據りて集解の注家を考へ正さむと思へど未其暇あり故  
よろしハハたが通邦の説 此書本朝書籍目錄ハ惟宗朝  
 を要を撮て引けり。此書本朝書籍目錄ハ惟宗朝  
 臣直本撰と見ゆ。此朝臣ハ延喜の比の人也。故ハ延喜よ  
 り後の事ハ見えぬ。目錄ハ令義解三十卷總記と記て。其  
 總記のうとハ卷數を舉げ。是ハ依て又通邦のいへるも  
 今傳をりる本。即集解と總記とを并て一部としたり物  
 あるべし。故ハ集解三十卷とあるも。ちとく現存は  
 る所三十五卷なり。さてハ猶軍防倉庫關市捕亡獄雜等  
 の諸篇闕失せり。若是等の諸篇存りたりむ。ハ五十卷  
 ありなりぬべし。但目錄ハ三十卷とあるハ合冊三十卷

一や知るを難し。今本三十五卷の中、卷十の令總紀と  
 題あり。北山抄詔書畫日の注に、月字以上内記書之。一曰  
 是御畫也。見令總紀。また元日宴會不出御儀云。源戸部説  
 曰。案令總紀。曰云云。また政事要畧はいづこも集解のこ  
 の據て。總紀を取らば。かく互に彼を引るもあり。此を引  
 るも有て。中古集解と總紀と。并行ハせたり。今存せる本  
 の内十一十二十五廿一廿九卅卅二卅四卅六卅八四十  
 この十一卷ハ題名總紀なり。や集解ありや考べし。此  
 其餘廿三卷ハ皆集解と題あり。又集解成て後。更ニ朱も  
 て書入たる處あり。卷十七の基問義解云云。答云云。また

政事要畧の職負令を引て。基按云云。また雲圖抄裏書の  
 職負令を引て。基按云云を載は。是を以て看れと。延喜の  
 時集解成て後。基の書入を朱もてせし物と知らば。  
 官位令の延喜講書記を引て。基按と阿をむ。基もまたい  
 たく後<sup>オウ</sup>移る人ハ非は。其三十五卷の内。全きあり。闕  
 たりあり。詳なりあり。略せし阿を。卷十八の詳ありハ考  
 課令にて。明法家のむねと阿る事ある也。廿九四十の  
 略ありハ。私記闕たるゆゑに。撰者もはななく。さて置  
 たりありべし。卷十六ハ抄出せし物にて。義解をハ義云  
 と記し。其外ハ釋古記。穴跡。讀朱。また基をもひとつは押



こめて或云と記したるをいづを共辨へ難し。惜べきの限あり。かくさまく亂たる事共多けきを。集解ハ讀ことの最かとき書よふむ。

論語云。道之以政。齊之以刑。民免而無恥。道之以德。齊之以禮。有耻且格。孔子の語とまへる言こと。律令を學ぶ輩の暫しも忘るまじき言ハありけき。政刑ハ天下を治むるの具あぐら。たゞ是の之を以てせば。民皆刑罰を免むむ事をいとふきて。表とかりを飾べられむ。其惡の更にいふともせらるまじき也。其心の惡を正して。善歸しめむハ。徳禮よまじく物あり。是よ依て。今この政刑徳

禮の四を律令の内よ求る。政と禮とハ令よ備り。刑ハ律の備りたき共。たゞ徳の一字。律令の内よ闕たり。といふとなれむ。徳ハ人君の心よたもち給ふ所にて。御自ら為給ふ御行よ就て顯る。物なれむ。律令よ載らるべきよ非。又徳ハ人君のこのたもち給ふ物ありて。臣民の心よもことく備りたきを。其顯る。人君の御徳よ。臣民も觀感して。各自らの徳を興起。徳ハ天神より賦與へる善性よて。華言よ是を直日之靈と云ひ。靈の多萬。魂の多萬。共賜物の多萬よて。天神よ賜へる心ありゆゑ。多萬と云。稱もありなり。漢籍よ是を道心とも。明德とも。天命之性ともいへり。然

とも、人皆氣稟物欲の障有て、氣稟物欲ハ即狂津日  
神の禍也、別ニ委ク記  
 君徳を觀感はるる淺深あり、觀感の淺深より興起  
 厚薄ありて等しからば、是は於て禮を以てこれを齊  
 一しめ、淺深厚薄のたがひ無らしむ。是徳ハ内禮ハ外な  
 るゆゑよしりて、仁義禮智の禮ハ徳の中ニ具レたき  
制度品節を指セ 外ある物ハ形あるを、令條ニ載らるめ  
禮ニテ外也 り、さて然徳禮の化を施し給ふといへ共、猶氣稟人欲の  
 禍深くて、邪路ヨウサチニ陥むとる者を、政刑を設て禁め給  
 ふ。是徳禮ハ本よりて、政刑ハ末なりゆゑなり也。但かく  
 云もてゆけむ、徳禮と政刑と、本末の別あるが如くなれ

とも、樂記ニ禮樂刑政其極一也、所以同民心而出治道也。  
 とありて、其極ニ至てハ同一事ニて、政刑も徳禮を本と  
 セされむ。民これニ感服はべからば、故ニ朱子ハ、政者為  
 治之具、刑者輔政之法、徳禮則所以出治之本、而徳又禮之  
 本也、といむ。陳暘も、禮樂者政刑之本、政刑者禮樂之輔  
 といへ。論語ニハ、徳禮政刑とのたまへ。又樂記ニハ、  
 禮樂刑政と云て、徳字を加へぬハ、上といへる如く、徳ハ  
 形ニ顯はべきものありぬ也。本朝の律令も亦かくの  
 如く、禮政刑の三を設て、天下を治給ふが、大旨あるを、律  
 令ニ所見たる處ハ、禮政刑の三のこゝれ共、其根本たる

徳を離てハ此書を講法へうらばさるハ彼關雎麟趾の  
 徳有て周官の制度を行べしと漢人の云るは同ト趣  
 してこれを華言もていむは意哉八雲の意ありて  
 後ハ律令の制度を行ふべしと云ひつべくこと  
 道とソハ言義を考る美ハ真なり知ハ血なり天皇の御  
 血統萬世は絶ることなく一氣の續き行くを云ふ言  
 て是いとゆる神道なりまこと仕奉る臣連伴造國造も皆  
 家々の血統のまゝ臣ハ臣の職を傳へ連ハ連の職を  
 傳へ伴造國造も共ハ其職を傳へ各一氣を相承け續  
 くこれいとゆる神道なりされば天皇の御代々々御位

かろせ給もぬが如く臣下も代々其業かゝる事なき  
 が太古の所りとまゝて其中ハ君君上ハ忠なり父母  
 ハ孝なりて祖先の訓ハ遵もぬハ道ハ背けり惡人にて  
 君臣の義もろハ離れ親子の愛もろハ断ぬれハ忠  
 孝をまゝくはる道を守らざりけり是を惟神の道と  
 上件ハ引る惟神者謂隨神道而亦自有神道也とい  
 りハ上文義をよき弁ふハ惟神とハ神の訓のまゝ  
 がらと云ふ事にて隨神道とハ天照大神の實作之隆興  
 天壤無窮と詔へる御言のまゝ御血統を傳へて天下  
 を御給ふ御事なり亦自有神道とハ臣下も皆血統を傳  
 へて其家々の職業を脩め公家ハ仕奉るこれ亦自ら神  
 代の訓のまゝ世の中ハ生れいける人皆産靈二神の  
 御靈たまはりて産れ出る物なり其御靈といふさま

して賜もの物ごとく事皇國の古典もたれり所  
 見ざるとそと漢籍の詳くして古意も符へるめ  
 でたき説くは是を今も解て曉はべし中庸云天  
 命之謂性率性之謂道脩道之謂教道也者不可須臾離也  
 可離非道なり此方は産靈より賜ふる御靈人の頭  
 萬といふも天靈の義にてこの御靈を禀る所彼方は天  
 なるより名あり安く大被執中抄にいへり彼方は天  
 命なりと云ふ性もかゝる事なくて即上件にいへ  
 る直日之靈がこれなりさて然御靈と云ひ性と云ふハ  
 何をさせざると其物實を考ふる朱子或問に云天命之  
 性仁義禮智而已率其仁之性則自父子之親以至於仁民

愛物皆道也率其義之性則自君臣之分以至於敬長尊賢  
 亦道也率其禮之性則恭敬辭讓之節文皆道也率其智之  
 性則是非邪正之分別亦道也と云て性即道なりと  
 弁へり依るは仁義礼智のひとつは混るれと性  
 ものよて孟子は性善といへり也其性御靈と  
 やがて道なれど書經は道心といへりなり御靈と  
 りも性といへり共は仁義禮智の理をさせる事明らか  
 也仁義礼智ハ漢字にて華言はるるを産靈の御  
 靈をそれといふハ強説の如く思ふ人もあれ  
 ど言も字も皆形をかりて其物を指し號けたるの  
 れも推究てこととをよくだらむ御靈も仁義礼智  
 の外なるぬるは是をまといふて心はた  
 づらう知らさべくこそは是をまといふて心はた  
 もつぞといふ人皆産靈の結ひより五行の氣を禀

て形をよほ氣ハいとゆる氣血なり。仁義禮智の御靈タマ。その氣キは寓ヤウて人の人々トの所を得せしむ。此れを中庸の性といふ。即理の

氣キ血ケツは寓ヤウりて混マシつゝなれり名目なり。許東陽の生ナマ物モノ之時トキ其氣キ至シ而後理有アル所寓ヤウ氣キ是載カ物之具也モノノツグナヒナリといへり是也コトナリ

皇國スミヤカクニにてハ。さばり委マカしく云イハたしぬゆゑ。天神テンシンより賜タマはる。この命イハレを御靈ミタマと云イハひ。心ココロは稟リヤウる。この性を御靈ミタマと云イハて。其名目ナノメナリを別ワカは建タたぬ也コトナリ。故ユヘに君臣父子夫婦長幼朋友キミシヤウジフフツチョウキョウトウユウ。氣キ也コトナリ

の際サトは臨リンて。さかいらを用ヨウひ性セイのまゝ。ただ行へむ。人の人々トの所を失ウシはれ。これ道ミチにて。即ち真血マキケツの義ギあり。これを是を身内ミミにたもちて性セイといひ。身外ミソトに行て道ミチといふ。内外ウチソトのかさりめをかり。て性セイと道ミチとよことある別ワカえなく。ふんわりはる。集解シヤクの古記コキは心動シンドウ於内ウチ。出然デゼン則スな由道ユミチといへり。是也コトナリ

るを此方コノタテの國風クニカザミと。何事ナニコトもおぼる。ちよて。産靈ムスヒの御靈ミタマの氣キ血ケツは寓ヤウりたる。その理氣リキを合アヒせて性セイといふなどやうの委マカしき事を。知る人もなきて。徒タラに過ヒヤ來キけるを。本居ホンキ氏ウヂ興キりて。人も物も皆産靈ムスヒの御靈ミタマを稟リヤウて生ナマる。ちよて。考へ出イし。世ヨに此神コノカミの奇クニしき御功績ミイササを始ハジて知チれり。ハ。いともおむ。ちよしき事コトは。何ナニも。本居ホンキ氏の神代カミヨの故コト。直ナ日ヒ禍津ワタツ日の言義コトバふども。千載チヤウサイ不刊フカンの説セツなり。子愚コノチな。けれども。是をよほが。猶ナ深く考カて。御靈ミタマ即スなて道ミチある事を。知チり。遠トホく考カて。彼方カノタテの性道セイダウも。此方コノタテの美知ミチも。同ドウしきを。悟サトりぬ。然シカる。是コトを人皆生ヒトナラる。は。なはち。其身ミタマは。道ミチの備ツクり

九を其行ひいらびくも道は合ひよるべきをや、も  
 流む皇神の忌嫌ひ給ふ罪穢は觸て惡は流れ道を離  
 る、も、い、う、よといふは禍津日の荒ひは相混これむぞ  
是を漢籍の氣稟 人欲といへり、それが為は神代の故事に依り、後  
 禊の法律を定められて、その儀は御代々々絶ず行われ  
 つる物う、禍津日の災まはく強く心の罪穢を祓ひ清  
 むる事なり難くなりもて来つ、終は産靈の御靈も氣  
 稟人欲の為は蔽われ果なむとせし時、當て漢土の儒  
 教、朱子の聖人因是道而品節之、以 立法垂訓於天下、是則所謂教也、  
 といへる、應神仁徳の二柱の聖の帝、この教の禍津日の  
 是なり、

災は穢をたす心を治めむといふ道なりをか、こ  
 くも知し召て用始王へりけり、それより以來御代々々  
 を經くその心を治むる經典も更にもいひは制度の書  
 文物の類をさへ奉りしめ給へりしは、めづりしをまつ  
 くがなるとして、漸々古風を改め漢様をまねび朝  
 廷の儀諸國の體をさへ變むし玉ふ至れるは、是は  
オホ 溺を玉へるは、おのづから開けゆく氣運の勢  
 ひよなむと、推古天皇の御代は冠位十二階を制り  
 玉へるを事の始にて、孝徳天皇の御代は百官を建國司  
 を置き、改革の政をむねと、玉ひりより、天智天武の二

御代を經つひは大寶養老の令律ミコトノリなむむその法制ハと  
 とのへりけり是を敷島の道といふ世人数島の道といふ  
 といへども然らば欽明天皇大和國磯城郡磯城島を以て  
 遷し給て敏達用明崇峻推古の四帝皆欽明の御子を以て  
 て次々御位を嗣せ玉ひし中推古天皇の御代は當  
 て冠位の制創まり令律の法起りそめたりといへども  
 女帝としておとしませ玉ひし御代は御子の事は係玉て  
 父天皇の御遺訓とま玉へしものなりけりといへども  
 萬葉集の歌もいふと敷島の道とよめりハ無しといへ  
 へども既に敷島の倭國とつゞけたりハ一首のこま敷島  
 の宮におこしきて御位の好ど長かりしを以てかくい  
 ぶる依ておこしき玉へし御代の長かりしを以てかくい  
 へるは寶典なるがその監觴ハ推古の御代は起りて動く  
 まりき寶典なるがその監觴ハ推古の御代は起りて動く  
 といふ父帝の都玉へし處の名は懸てるは於て惟神  
 稱へるをめるとことありとおもふべし

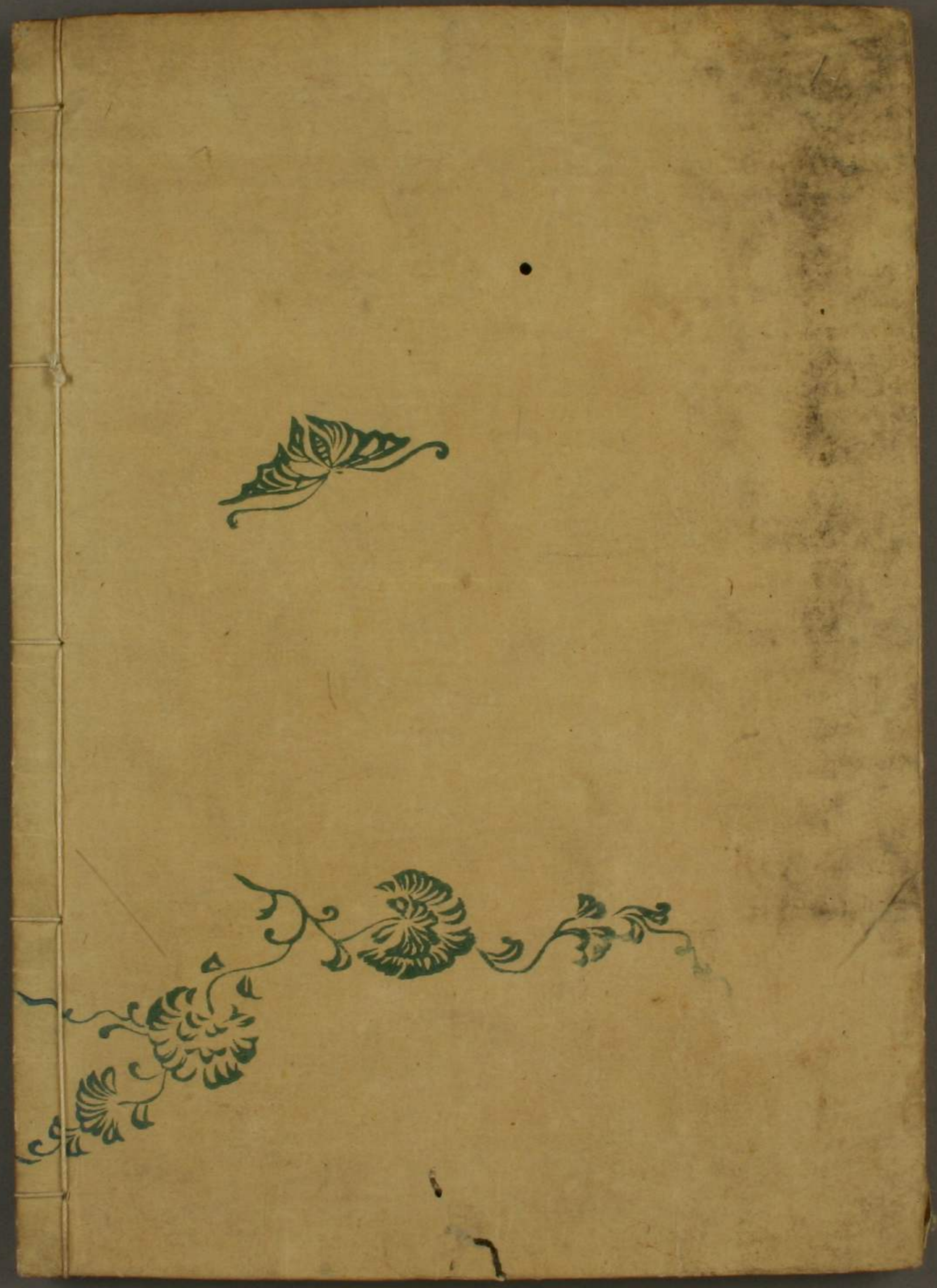
の道隱れて敷島の道顯るとり然らば漢土の如き  
 革命の事なけむその法式を改まりたりめ天皇の  
 御血統も天照大神の教ミコトノシラセのまじく天壤の共かろせ給  
 まで更し眞血の言義はたがへし事無し道とハさはら  
 ゆゑは古へ歌を道といへし事無し既古今集序も  
 歌の道といはれむ歌のこゝにいへしをやら然るを後世  
 といひて道てふ言を輕くめたりハいとありまじき事ふ  
 や抑るくいひもてゆく時ハ惟神カミナカラの無為の訓と敷島  
 の有為の教とおのづからかゝれしが如くおれども實  
 し神代のまじなむりの道は漢土の法制を混へ固有の  
 人心よりなふべく斟酌クミハカリて建玉へし令律なれむ譬も一

段の絹の如く、經の糸ハ皇國の眞血なり、緯の糸ハ漢土の儒教なり。經緯を合せて、令律と成りたるものなむ、  
りり糸とれむ光格天皇の製せ玉へる。敷島のやまと錦は織てこそかうれなぬの色もとえ、  
歌ハ、恐はれどそれらを諭し玉へるが如き御言の葉は、  
しほむ、常は是を誦て、坐右の箴は當べし、  
古學は徒や、もはむを儒教を仇の如く譏り罵る、  
そハ加茂本居二氏の言は效へるなぬれど、  
生茂卿の學行ハきて、皇國の道を弁ふる人ふかりしゆ、  
是は墳りて嚴しく論へる也、さるハ荻生氏ハ、形をの

こ云て心をいとほ、形ハ和漢の別ありゆ、  
と觀れむ、吾邦ハ醜くある、醜くあるま、夷の如く思へるもの也、  
近世その學廢れて、儒教ハ天下に未だ程朱の説は歸り、  
程朱の説も形を主とせ、  
とせり、心ハ和漢のけぢめなり、  
方御靈と眞血といふも、  
明らかなる御代は遇て、和漢合一の道を修め、  
を彼の餘れりて補ふとぞ、  
斥むとほるハ、古の聖代の御遺訓は背ける罪人なり、  
らんや穴賢



淡雲の影に  
山は白く  
水は清く  
舟は静かに  
流るる  
心は静かに  
思ふ  
春の風は  
暖かく  
花は咲き  
鳥は鳴き  
人は笑ひ  
世は静かに  
流るる



長門近藤先生著 初帙六冊

標注今義解校本

浪花書肆

田中宋榮堂  
岡田羣玉堂  
合梓